

若者が悪質商法の被害に遭っています
SNSで誘われて…もしかして悪質商法かも！

消費者被害は自分には関係ないと思っ
ていませんか？最近では、SNSを悪用
して近づき、親しくなったと思い込ませ
て高額な商品やサービスの契約を迫る手
口が増えていきます。悪質商法などのトラ
ブルは身近に潜み、誰もが被害に遭うお
それがあります。被害に遭っても、恥ず
かしがったり、自分に落ち度があると感
じて、相談せずにあきらめてしまう人も
多いようです。困ったら一人で悩まず、
すぐお近くの消費生活センターへご相談
ください。

事例 若者を狙うこんな手口に注意

● SNSで知り合った人に、「スキルアッ
プになる」「将来成功できる」などオン
ラインサロンの入会を勧められ、高額な
契約をさせられる。

● 先輩から「簡単に儲かる」と投資の
ノウハウが入ったUSB教材の購入を勧
められる。友人を誘えば紹介料も入ると
言われ、学生ローンで借りて契約するが、
全くもつからず、借金だけが残る。

取組 毎月1月から3月は、若者向け悪
質商法被害防止キャンペーン月間です。

相談先 (局番なし) 1888

※お近くの消費生活相談窓口につながります。

問 産業観光課 商工観光係

☎ 042(588)4101

環境・まちづくり

リサイクル情報交換コーナー

ゆずります

・ 囲碁セット(木製)折り蟹、木製石入れ有
・ 中型天用ベット(未使用品・ピンク色)
■ 利用したい方は、環境リサイクル係へ
1月4日以降にご連絡ください。掲載
品は、持ち主と直接交渉いただきます。
※品物のやり取りなどに関し町は一切責
任を負いません。

問 生活安全安心課 環境リサイクル係

☎ 042(588)5068

令和2年度 地籍調査成果の閲覧

令和2年度に実施した大久野字長井地
区の調査成果の閲覧を行います。

日時 1月12日(水)～31日(月)の平日

午前9時～午後4時(正午～午後1時除く)

場所 役場2階 まちづくり課

問 まちづくり課 都市計画係

☎ 042(588)5114

循環組合の焼却灰の放射性物質測定結果

東京たま広域資源循環組合は、日の出
町内のエコセメント化施設へ搬入する焼
却灰(主灰・飛灰・飛灰固化物)の放射
性物質濃度、二ツ塚処分場とエコセメン



ト化施設周辺の空間放射線量の測定を
行っています。

11月1日～26日に行った調査結果は、
全ての調査で基準値以下でした。

なお、測定した数値は、企画財政課で
ご覧いただけます。

問 企画財政課 企画係 ☎ 042(588)4117

税金

1月の夜間・休日の納税窓口開設日

夜間 1月20日(木) 午後7時30分まで
休日 1月22日(土)、23日(日)
午前9時から午後1時まで

問 税務課 納税係 ☎ 042(588)4107

スマートフォン決済アプリ au PAY (請求
書支払い) 支払金額上限引き上げ

au PAY (請求書支払い) の支払金額上
限が、25万円から30万円に上がりました。

問 税務課 納税係 ☎ 042(588)4107

保険・年金

介護保険と申告

介護保険の利用者負担額や保険料など
は、所得税・住民税の申告の際に、所得



控除の対象となる場合があります。

障害者控除

次の要件すべてに該当している方へ
「障害者控除対象者認定書」を発行しま
す(申請が必要です)

○ 65歳以上の方

○ 要介護(1～5)認定されている方

○ 障害者手帳を交付されていない方

○ 障がい者控除対象者、もしくは対象者
を扶養している方が課税されている

※住所地特例の方は申請受付窓口が保
険者(他区市町村)となる場合があります。

寝たきりの方のおむつ代の医療費控除

傷病によりおおむね6カ月以上寝たき
りであり、医師の治療を受けている方
のおむつ代は、医師による治療を受けるた
めの直接必要な費用として、医療費控除
の対象となります。

○ 申告には医師の発行した「おむつ使用
認定証」とおむつ代の領収証が必要で
す。2年目以降で、介護認定されてい
る方は、主治医意見書の内容を確認し、
町より「主治医意見書の確認書」を発
行します(申請が必要です)

**居宅サービス・施設サービスの
対価の医療費控除**

介護サービスの利用者負担金は、医療
費控除の対象となります場合があります。医
療費控除の対象となるサービスや金額に
ご不明な点がある場合は、税務課住民税
係にお問い合わせください。



※高額介護サービス費などにより補てんされた分は差し引いて計算する必要があります。

社会保険料控除

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

特別徴収の方

日本年金機構などから送られる源泉徴収票で確認してください。

普通徴収の方

税務課納税係にお問い合わせください。※申告できる方は実際に保険料を納めた方です。

問 いきいき健康課 介護保険係

☎ 042(588)5410

国民年金の制度



国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は加入すること義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります

国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金は年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

国民年金のお支払い

国民年金の保険料

令和3年度の国民年金第1号被保険者の1か月あたりの保険料は、1万6千610円です。

付加年金制度

定額保険料(1万6千610円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

学生納付特例制度

学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度があります。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納をご希望の場合は、青梅年金事務所国民年金課へ相談してください。

問 青梅年金事務所

☎ 042(8)30(3)410

年金相談会を開催します



年金の専門家による予約制の個別相談です。年金の気になることや不安なことなど、お気軽にご相談ください。

日時 1月27日(木)午前9時〜午後4時

(正午〜午後1時は除く)

※相談時間は、おおむね30分以内
場所 役場1階 多目的室北

持物 相談に関する書類など

申込 町民課 保険年金係へ電話

問 町民課 保険年金係

☎ 042(588)4110

日本年金機構を装った不審電話にご注意ください!



全国各地で「日本年金機構」や「社会保険庁」もしくは「厚生労働省」などの職員と称して現金を詐取る、銀行口座番号や家族構成、預貯金額を聞くなど、不審な電話や訪問があったというお問い合わせが寄せられています。

また、年金関係の書類を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというお問い合わせも寄せられています。

日本年金機構職員及び委託事業者が訪問する際は、必ず写真付身分証明書を携行し、お客様に提示いたします。

なお、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

不審な点を感じたら、できるだけ一人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞いて、メモを控えて家族等に相談してください。

怪しいなと感じたら、口座番号等の個人情報をお話ししたり、現金を支払ったり、振り込みしたりせず、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。

問 青梅年金事務所

☎ 042(8)30(3)410



催し



消費生活展を開催します!
〜知恵と工夫でくらしに笑顔を〜

近年、高齢者や若者を狙った悪質な消費者被害が増えています。そんな被害を未然に防ぐための「ちよこつと豆知識」や、最近よく耳にする「SDGs」や「エシカル消費」など、普段の生活に役立つ情報をパネルでわかりやすく展示します。

日時 1月20日(木)〜27日(木)

場所 イオンモール日の出メインコート

問 産業観光課 商工観光係

☎ 042(588)4101